



# 堀内のり子通信

## 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 生活と雇用を守るための支援策

号外  
5月1日版

支援策は日々更新されます。詳細については、各お問合せ先にご確認くださいませよう、お願いいたします。

個人向け

### 生活を守るための支援（※のものは補正予算の成立が前提）

給付  
(返済不要)

全ての方に	→ 特別定額給付金	一律1人10万円を給付	→ お住まいの市町村 総務省コールセンター	03-5638-5855	9:00~18:30 (土日祝除く)
児童手当受給世帯の方	→ 子育て世帯特別給付金	子ども1人あたり1万円を上乗せ (満額支給者が対象)	→ お住まいの市町村		
住居を失った・失うおそれがある方	→ 住居確保給付金	期限付きで家賃を代理納付 (支給期間は原則3か月、最長9か月)	→ お住まいの市町村 (申請不要、対象者には居住市町村からお知らせ)		
大学等の授業料が支払えない方	→ 高等教育修学支援制度	授業料免除+給付型奨学金	→ 日本学生支援機構	0570-666-301	9:00~20:00 (土日祝除く)
子どもの世話が必要な方	→ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	ベビーシッターを利用した場合の料金を補助	→ 全国保育協会	03-5363-7455	9:00~17:01 (土日祝除く)

#### 一時的に資金が必要な方（緊急小口資金）

- 対象者  
新型コロナの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付上限額  
・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合 **20万円以内**  
・その他の場合、 **10万円以内**
- 据置期間 1年以内 ■償還期限 2年以内
- 無利子・保証人不要

#### 生活の立て直しが必要な方（総合支援資金）

- 対象者  
新型コロナの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付上限額（貸付期間：原則3か月以内）  
・2人以上 **月20万円以内**  
・単身 **月15万円以内**
- 据置期間 1年以内 ■償還期限 10年以内
- 無利子・保証人不要

お申込み先：お住まいの市町村社会福祉協議会（返済時になお所得の減少が続いている住民税非課税世帯については返済を免除）

減額・免除

国民健康保険料・後期高齢者医療・介護保険料等	→ 個人が収める保険料の減免等	→ お住まいの市町村・国民健康保険組合
国民年金保険料	→ 個人が収める国民年金保険料の全部または一部の免除	→ お住まいの市町村

猶予  
(支払延長)

個人住民税・固定資産税・所得税など	→ 無担保・延滞税なしで納税1年間猶予	→ お住まいの市町村、所管税務署
住宅ローン	→ 返済スケジュール等について相談が可能	→ 各金融機関
公共料金や電話料金	→ 支払い猶予可能	→ 各電気・ガス・水道・電話等事業者

外出しないと人と話すことも少なくなって孤独を感じ、一人で悩んでしまいがちです。不安なことは、とにかく誰かに相談してほしいと思います。この資料をご参考にお住まいの市区町村の窓口などに相談してみてください。自分だけでは分からなかったサポートや支援がいろいろあることに気付くと思います。どうか一人で悩まないでください。



## 給付

(返済不要)

売上が半減した場合	→ 持続化給付金	2020年1月～12月のいずれかの月の売上げが半減した場合、年換算した減収額を給付 中小企業は最大200万円、個人事業主（フリーランス含む）は最大100万円 ※資本金10億円以上の大企業を除く、中堅・中小法人、個人事業主、医療法人、農業法人、NPO法人など幅広く対象	→ 中小企業 金融・給付金相談窓口	0570-783-183	9:00～17:00（毎日）
売上が前年同月比20%減少	→ 持続化補助金（コロナ特別対応型）	小規模事業に対する補助金、最大100万円（補助率2/3）、概算払いによる即時支給 1次締切：5/15必着、2次締切6/5必着、3次以降は調整中	→ 商工会議所・商工会		
従業員（パート・アルバイト・新入社員含む）に休んでもらう場合	→ 雇用調整助成金（特例）	助成率は中小企業4/5、大企業2/3 解雇を行わない場合の助成率は中小企業9/10、大企業3/4 ※一定の要件を満たす場合は、全額を助成（5月上旬適用予定） 短時間休業を可能とするなど要件が緩和、手続きの簡素化	→ 厚生労働省コールセンター 山梨県労働局 お近くのハローワーク	0120-60-3999 055-225-2850	9:00～21:00（毎日） 8:30～17:15（土日祝除く） 8:30～17:15（土日祝除く）
従業員に子どもがいる場合	→ 小学校休業等対応助成金	小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合、1日あたり8,330円を上限に賃金相当額を助成	→ //	//	//
フリーランスで子どもがいる場合	→ 小学校休業等対応支援金	小学校等休校で休業した場合、1日あたり4,100円を定額助成	→ //	//	//

## 貸付

(借りる)

資金繰りのための融資を受けたい	→ 無利子・無担保融資（借換も可能）	前年比5%以上の売上減少の場合 据置最大5年、利子補給制度を併用することで実質的な無利子化（借入後当初3年間）	→ 日本政策金融公庫 事業資金相談窓口 民間金融機関	0120-154-505	9:00～19:00（土日祝除く）
	→ マル経融資の金利引下げ	前年比5%以上の売上減少の場合、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間の金利を0.9%引下げ 特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化	→ 日本政策金融公庫 事業資金相談窓口	0120-154-505	9:00～19:00（土日祝除く）

## 減額・免除

(設備や建物等の) 固定資産税等	→ 2020年2月～10月までの任意の3か月間の事業収入が前年同期間と比べて30以上50%未満減少している場合、1/2減免 50%以上減少している場合、全額減免	→ 中小企業庁 事業環境部財務課	03-3501-5803
テレワークのための設備投資	→ 中小企業経営強化税制の拡充→即時償却または税額控除	→ 中小企業庁 経営サポート	03-6281-9821

## 猶予

(支払延長)

法人税や消費税などの納税	→ 2月以降、売上が前年同月比20%以上減少した場合、無担保・延滞税なしで納税猶予	→ 各地域の税務署
欠損金の繰戻し還付	→ 資本金1億円以下の中小企業、資本金1億円超～10億円以下の中堅企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付	→ 各地域の税務署
健康保険料・厚生年金保険料	→ 事業の休止や著しい損失があった場合に無担保・延滞税なしで納付猶予	→ 健康保険協会または組合・日本年金機構

## 新型コロナウイルス特例リスケジュール（中小企業の再生計画の策定支援）

★お問合せ先：中小企業 金融・給付金相談窓口（0570-783-183）  
山梨県中小企業再生支援協議会（055-220-2977）

- 資金繰りに悩む中小企業者に代わり、一括して既存債務の元金返済猶予の要請を実施
- 資金繰り計画策定における金融機関調整
- 資金繰りの継続サポート
- 事業改善まで一括サポート

その他の支援策については、経済産業省のパンフレットをご覧ください。

経済産業省

検索

お困りの方、お悩みの方は堀内のり子事務所までお気軽にお問合せください。

## 堀内のり子事務所

●吉田事務所 0555-23-7688  
●峡東事務所 055-261-3688

●国会事務所 03-3581-5111  
(内線70407)

堀内のり子

検索